

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障がある高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）に対して、民法（明治29年法律第89号）第7条から第18条までの後見制度、保佐制度及び補助制度（以下「成年後見制度」という。）の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活ができる環境整備に資することを目的とする。

(支援の種類)

第2条 要支援者に対する支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民法に規定する後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）審判の申立て（以下「申立て」という。）に係る手数料、登記の申請に係る手数料、郵便切手代、診断書料、鑑定料（以下「申立てに要する費用」という。）に関する支援
- (2) 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬に対する支援

(申立てに関する支援対象者)

第3条 前条第1号に規定する申立てに関する支援は、次の各号に掲げる法的根拠に基づき、次項に規定する要件を備える要支援者に行うものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2

2 前項の申立てに関する支援を受けることができる者は、当該者が次のいずれかに該当する者であって、かつ、申立てを行うことを町長が必要と認めた場合とする。

- (1) 配偶者若しくは四親等内の親族がいない者
- (2) 配偶者若しくは四親等内の親族がいても音信不通の状況等にある者

(申立てに要する費用の助成)

第4条 町長は、前条に規定する者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、申立てに要する費用を助成するものとする。

- (1) 申立てに要する費用に関する支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)である場合

(3) 申立てに要する費用を負担することで、生活保護法第6条に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)となる場合

2 町長は、前項の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、あらかじめ申立てに要する費用を支出し、審判により選任された成年後見人等に当該費用を請求するものとする。

(成年後見人等の支援対象者)

第5条 第2条第2号に規定する支援を受けることができる者は、民法に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人で、かつ、町内に居住し住所を有する者(以下「成年被後見人等」という。)とする。

(成年後見人等に対する報酬の助成)

第6条 町長は、前条の成年被後見人等が次に掲げるいずれかに該当するときは、後見等の開始後に必要な成年後見人等に対する報酬について助成することができる。

(1) 成年後見人等に対する報酬に関する支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合

(2) 被保護者である場合

(3) 成年後見人等に対する報酬負担することで、要保護者となる場合

2 前項の規定による助成額は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第39条に規定される報酬付与の審判(以下「報酬付与の審判」という。)により家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬額の範囲内とし、次の各号に定める額を上限とする。

(1) 特別養護老人ホーム等の施設に入所している場合 月額18,000円

(2) 在宅その他前号に掲げる以外の場合 月額28,000円

3 対象者に複数の成年後見人等が選任されている場合は、前項の規定により算出した助成額を各々の成年後見人等の報酬の金額であん分し支給する。

(利用の申請)

第7条 第5条又は前条の規定により申立てに要する費用の助成若しくは、成年後見人等に対する報酬に関する助成を受けようとする者は、野木町成年後見制度利用支援事業申請書(別記様式第1号)に後見等の開始の事実が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、助成の可否を決

定するものとする。

2 町長は、助成の可否を行ったときは、申請者に対して、野木町成年後見制度利用支援事業利用決定通知書（別記様式第2号）により、通知するものとする。

（助成の申請）

第9条 前条の規定により利用の承認の決定を受けた成年被後見人等（以下「利用者」という。）又は利用者の後見人等は、利用者が成年後見人等に対する報酬等の支払いの請求を受けた日から3月以内に、野木町成年後見制度利用支援事業助成申請書（別記様式第3号）により、助成を町長に申請するものとする。

（助成の決定）

第10条 町長は、前条に規定する助成金の交付申請があったときは、関係書類を審査し、野木町成年後見制等利用支援事業助成決定通知書（別記様式第4号）により、利用者又は利用者の成年後見人等に通知するものとする。

（助成金の交付）

第11条 町長は、前条の規定により交付決定した助成金は、利用者又は利用者の成年後見人等が指定した金融機関の口座に直接振り込むものとする。

（助成金の返還）

第12条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金を受けた者があるときは、その者に対して、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（庶務）

第13条 この要綱に関する庶務は、健康福祉課町民生活部健康福祉課総合サポートセンター係において処理する。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。